

## ふくほうテレホン自動通知サービス規定

1. ふくほうテレホンサービスの取扱いについて、当行で受信した暗証番号・支店番号・預金種類および口座番号がお届出の暗証番号・支店番号・預金種類および口座番号と一致した場合には、送信者を申込者とみなし、連絡・回答します。  
なお、連絡時の確認方式について準備確認方式を指定した場合には、ブッシュホンで「0 #」と応答した先を申込者とみなして連絡をします。
2. 振込依頼人からの訂正依頼、受入証券類の不渡、その他取引内容に変更がある場合には、既に連絡または回答をした内容について、変更または取消することがあります。
3. 通信の混雑などによる電話の不通ならびに機器障害、天災地変その他やむを得ない事由により連絡・回答が遅延したり、不能となることがあります。
4. 本サービスの利用手数料は、毎月当行所定の日にご指定引落口座から、小切手の振出または普通預金通帳および普通預金払戻請求書によらず、払戻しのうえ収納します。
5. 届出事項について変更が生じた場合には、当行所定の書面により届出て下さい。
6. 当行に届出ることなく申込口座を解約した場合には、このサービスを中止します。
7. この契約は、当事者一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。また、6か月以上にわたり、本サービスの取扱いが発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえこの契約を解約することがあります。  
なお、本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したときは、書面で通知することなく直ちに本サービスを解約できるものとします。
8. 本サービスの取扱いについて、かりに紛議が生じましても、当行の責によるものを除き当行は責任を負いません。
9. この規定は下記内容により変更するものとします。
  - ①本規定は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
  - ②前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上